

住民税・所得税の申告案内

申告期間

2月16日(月)から3月16日(月)まで

この申告は、住民税(町県民税)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定の基礎となるほか、所得証明書等の交付に必要な重要な手続きですので、申告が必要な方は、期間内に必ず申告してください。

■町の申告相談について

住民税申告及び所得税確定申告(税務署で確定申告が必要な人以外)を受付します。次ページの申告フローチャートで申告が必要かをご確認ください。町の申告相談日程表で会場、対象地区、受付時間などをご確認ください。

◆住民税申告に関すること

志賀町税務課 住民税担当 ☎0767-32-9142

詳しくはこちら



■税務署の申告相談について

税務署での申告相談受付期間は令和8年2月16日(月)から3月16日(月)です。受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の9時から16時です。



※申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。税庁のLINE公式アカウントでオンライン事前予約をしてください。

▲国税庁LINE公式アカウント友達追加

※会場当日受付もしていますが、当日の相談枠に限りがありますので、ぜひ、オンライン事前予約をしてください。

※「入場整理券」に関する質問は、「税務相談チャットボット(税務相談ふたば)」に質問してください。



※確定申告会場では、皆さんのスマートフォンを使って、申告書を作成していただく流れになります。マイナンバーカードを使う人は、次の暗証番号をあらかじめ確認しておき、有効期限にも気をつけて持参してください。

▲チャットボット

- ・署名電子証明書の暗証番号(英数字6文字以上16文字以下)
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

■確定申告のe-Tax(電子申告)利用について

税務署では、自宅等から申告手続きが完了する「e-Tax申告」を推進しています。「マイナンバーカード」とお持ちのスマホやパソコンがあれば、いつでも自宅等からe-Taxで申告書等を提出できます。



▲e-Taxホームページ

■申告に必要なもの <チェックリスト>

▶本人確認書類

「マイナンバーカード」

して確認ください

▶収入や経費のわかるもの

- 源泉徴収票(給与、公的年金などがある人)
- 収支内訳書(営業、農業、不動産収入がある人) ⇒ 相談前に自分で作成が必要
- 収支内訳書作成に使った帳簿、領収書、組合集計表など
- 保険満期の通知や個人年金の受取金通知など(保険会社などが交付)
- その他の収入で収入や経費のわかるもの

▶控除額のわかるもの

- 社会保険料の控除証明書(国保税、国民年金、介護保険料など)
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書 ⇒ 相談前に自分で作成が必要
- 【注意】医療費通知に記載された医療費の額のうち、令和7年中に支払った医療費の額が対象
医療費通知が無い場合、領収書を整理し、個人ごと、医療機関ごとに合計金額を記入
- 医療費控除の明細書作成に使った医療費通知、領収書、保険金など補てん金額のわかるもの
- 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など(障害者控除に必要)
- 寄附金受領証明書など(寄附金控除に必要)
- 損失額の計算書、雑損控除の計算書など(雑損控除に必要)

▶その他の書類

- 所得税の還付がある人は口座番号のわかるもの
- 税務署から届いた「確定申告のお知らせハガキ」・「利用者識別番号の分かるもの」